

令和6年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年6月25日(火) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	—
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	令和5年度点検・評価について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当専門員	成田 雅彦
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、11 名でございます。欠席委員は、3 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「1 番 大島悟委員」と「3 番 岡村宏一委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■地内の畑 2 筆で、面積は合計 382 m²でございます。

譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方で、譲渡人は譲受人の父にあたります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は、もともと岐阜県の賃貸住宅に妻と居住していました。しかし、農業を営んでいる譲渡人が持病のため、この先も農業経営を続けていくことが困難であることと、譲受人自身が今年、定年退職を迎えることもあり、譲受人が農業経営を引き継ぐことになったため、居住していた賃貸住宅を退去し、実家近くに住宅を建築することになりました。住宅の建築について譲渡人に相談をしたところ、今回の申請地の紹介があり、譲受人の希望に合った土地であったため、申請に至ったとのことです。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■■の南東、■■■■■■の北西側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。農地や道路と隣接する部分

については被害防除策として、コンクリートブロック及びフェンスを設置する予定です。排水については、公共下水道処理区域外流入へ接続する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第2種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

■■会長、■■委員、事務局の方と現地を調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

地元委員です。御両親が高齢になりまして、息子さんがこちらに帰ってきて、農業を少しやっています。事務局の説明通り、何の問題もないと思いますので、御審議よろしく申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第14号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。

今月は新規の案件が6件、更新の案件が9件ございます。全案件の説明終了

後、借受人ごとにまとめて御審議お願い申し上げます。

それでは、新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。本案件は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権を設定するものです。今月は新規の案件が6件、更新の案件が9件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、新規案件について御説明いたします。

1 番については、■■■■■■■■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は杉戸町■■■■■■■■にある農業法人で、現在の耕作面積は776.15a、今回利用権を設定する面積は、399 m²です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

2 番については、■■■■■■■■■■地内にある田2筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は245.43a、今回利用権を設定する面積は、合計789 m²です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

3 番については、■■■■■■■■■■地内にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は245.43a、今回利用権を設定する面積は、1,478 m²です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

4 番については、■■■■■■■■■■地内にある田2筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は245.43a、今回利用権を設定する面積は、合計1,846 m²です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間です。

5 番については、■■■■■■■■■■地内にある田3筆です。権利の設定を受ける者は白岡市にある農業法人で、現在の耕作面積は597.68a、今回利用権を設定する面積は、合計2,540 m²です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

6 番については、■■■■■■■■■■地内にある田4筆、畑8筆です。権利の設定を受ける者は白岡市にある農業法人で、現在の耕作面積は597.68a、今回利用権を設定する面積は、田が660 m²、畑が2,981 m²の合計3,641 m²です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

以上で説明を終了いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

それでは、1 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは1 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とさせていただきます。続きまして、2 番から4 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それではまず、2 番について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、3 番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、4 番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、5 番、6 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、5番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、6番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、7番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。7番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、8番、9番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、8番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、9番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、10 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、10 番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、11 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、11 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、12 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、12 番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、13 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、13 番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
続きまして、14 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、14 番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。
最後に、15 番について御審議お願い申し上げます。

< 意見が出尽くした頃を見計らって >

ないようでございます。それでは、15 番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第 4・議案第 15 号「令和 5 年度点検・評価について」上程いたします。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。令和 5 年度に策定した最適化活動の目標設定に

ついでの評価を行いましたので、皆様にも結果を御確認いただきます。

それでは資料を御確認ください。水色部分が当初に策定した目標で、黄色部分が令和5年度の実績となります。実績について点検した結果、農業委員会全体では、令和5年度は、「目的に対して期待通りの結果が得られた」という評価となりました。

なお、本資料につきましては、今回の審議を経て、春日部農林振興センターに提出の上、町ホームページ上で公開予定です。以上でございます。

(会長)

それでは御審議お願い申し上げます。

<意見が出尽くした頃を見計らって>

(会長)

ないようでございます。それでは、この件に関しまして、「原案のとおり」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については、「原案のとおり」とすることとさせていただきます。

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局報告お願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が6月10日となっておりました。10日までに5条届出が2件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく専決事項であります。このことから質疑等については割愛をさせていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和6年第6回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和6年7月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____